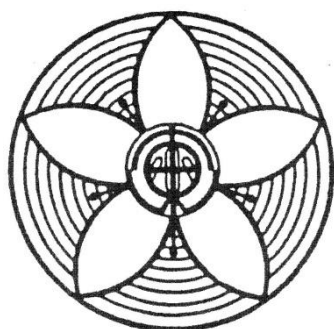


学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

須賀川市立大東小学校

須賀川市立大東小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本来児童・生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のために対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してやってはならないものであることを、すべての児童が認識し、いじめを行わないこと、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者との連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの例>

- ① 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる。
 - ・ 繰り返し特定の児童に行われる
 - ・ 集団で行われる
- ② 仲間はずれ，集団から無視をされる。
 - ・ 特定の児童に集中して行われる
 - ・ 継続して行われる
 - ・ （誰かの）意図的に行われる
- ③ ぶつかられる，たたかれる，けられる。
 - ・ 集団から特定の児童に，意図的に，継続的に行われる
- ④ 物をとられる，隠される，盗まれる，壊される，捨てられる，金品を要求される。
 - ・ 特定の児童に行われる
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいことをさせられる，危険なことや犯罪をさせられる。
 - ・ 集団から命令される
 - ・ 本人に確認すると指示や命令について否定する
- ⑥ Web やメール等で誹謗中傷される，SNS のグループから外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，以下の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会が兼ねる）

② 構成員

校長，教頭，生徒指導委員会委員，養護教諭，スクールカウンセラー

※ 生徒指導委員会を中心に必要に応じて組織を構成する

③ 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（学校におけるいじめ対応の中心）
- いじめの相談，通報の窓口
- いじめ（いじめの疑いがある行為）に関する情報や児童等の問題行動に係る情報の収集と記録・共有

- いじめ（いじめの疑いがある行為）の情報があつた場合に、組織的な対応を行うための連絡・調整、指示
- * 緊急会議の開催，いじめの情報の迅速な共有，関係児童等への事実関係の聴取，被害・加害児童等への指導や支援，関係外の児童等への指導や支援などの対応方針の決定と保護者との連携，関係機関との連携など

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① わかる授業づくり
 - すべての児童等が授業に参加・活動できる授業づくり目指し，現職教育等をいかしながら進めていく。
- ② 規律とけじめのある学校生活づくり・学級づくり
 - 日頃から正しい生活習慣，学習習慣を指導し，児童等に正しい規範意識を育てていく。
 - 教師のあたたかい愛情のもと，児童が互いに認め合い，尊重し合って，のびのびと活躍できる学級づくりをする。
- ③ 教職員が人権意識をもとに模範を示す環境づくり
 - 教職員の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動で，児童等を傷つけたり，他の児童等のいじめを助長したりすることのないように，研修等を行いながら教職員が模範を示すように努める。
- ④ 道徳教育・体験活動等による豊かな人間関係づくり
 - 児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う人間関係づくりを進めることがいじめ防止につながることを踏まえ，全ての教育活動を通して，道徳教育・体験活動等の充実を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 生徒指導の機能を生かした組織的な取組
 - 「自己存在感・自己有用感」「共感的人間関係の育成」「自己決定」が機能する学校づくりを目指し，教育相談体制の充実や実態把握のためのアンケート・面接等を計画的・継続的に取り組む。
- ② 教職員の情報の共有化
 - いじめ対策委員会を中心に，教職員間での児童等の情報の共有を日常的に図り，いじめの早期発見に努める。
- ③ いじめの対応についての保護者への周知
 - 保護者に対して，いじめ防止に向けた校内の取組についての周知を図り，情報の提供，相談，連携を図ることができるようにする。

(5) いじめに対する措置

① いじめ（いじめの疑いがある行為）の把握

- いじめの通報（疑われる行為の発見）があった場合は、速やかに、いじめ対策委員会は当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を校長に報告する。

② 事実の確認と初期対応

- いじめが確認された場合は、いじめをやめさせる指導及びその再発を防止するために、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、いじめを受けた児童等と保護者への支援及びいじめを行った児童等に対する指導、その保護者への助言を継続して行う。

また、いじめの発生に至る背景（家庭環境等）についても、関係機関と連携して把握に努め、再発防止の対応につなげる。

③ 当事者以外への指導

- いじめが行われていることを知りながら（又は知らずに）見ていたり、同調したりしていた児童等に対して、自分たちの問題として意識させ、いじめを受けた側の立場になって、そのつらさやくやしさを、誰も助けてくれないつらさなどを考えさせることを通して、児童等の行動の変容を図る。

④ 犯罪行為としてのいじめと判断された場合

- いじめが犯罪行為として取り扱われるものと判断された場合は、所轄の警察署と連携して対処するものとし、いじめを受けた児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に、援助を求める。

⑤ Web 上でのいじめ

- Web 上に不適切な書き込み等があった場合は、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童等からの聞き取り等の調査、被害にあった児童等のケア、書き込みの削除依頼など、必要な措置を取る。また、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄の警察等、関係機関との連携を行う。

⑥ いじめ解消までの措置

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要因が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること

B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

- いじめ解消についての判断は、当該児童への定期的な聞き取り、保護者の意見、担任など教職員の観察等をふまえ「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会が兼ねる）において総合的に判断する。

- 「いじめ経過観察シート」、学級経営誌（個票）や気づき等を活用し、いじめ解消までの経過を記録に残すようにする。

⑦ 重大事態の発生の場合

○ 重大事態とは

- i いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童等が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ii いじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 重大事態の報告

- i 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

○ 重大事態の調査

- i 重大事態が発生した場合は、校内にスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，PTA会長，市教育委員会指導主事，市民生児童委員等の専門的知識を有するものを含めた調査委員会を組織し，調査を行う。
- ii 重大事態が発生したことを真摯に受け止め，全校児童等や保護者に対してアンケート等を行い，事実関係を把握し，速やかに市教育委員会へ報告する。その際，被害児童等の学校への復帰や通常的生活への戻ることへの阻害となることがないように十分配慮すること。
- iii いじめを受けた児童等及び保護者に対して，学校は説明責任があることを自覚し，真摯に情報の提供を行う。その際，個人情報保護に関する法律等を十分に踏まえながら，市教育委員会の指導を受け，適切に提供すること。

(6) 年間計画 別表Ⅰ

(7) 取組の評価と改善

① いじめ防止の取組の評価

- 学校評価の時期に合わせて，いじめ防止の取組についての評価を行う。方法は，教職員，児童等，保護者，学校関係者によるアンケートとする。

② 改善

- 評価の結果を踏まえ，年度末に次年度に向けた改善案を作成する。

《別表Ⅰ》 年間計画

	生徒指導計画	指導事項・研修等	評価・その他
4月	職員会議 交通教室 通学班会議 集団下校指導 生徒指導部会 地域訪問 各種調査と確認 避難訓練	指導体制，指導内容重点事項の確認 交通事故防止，自転車の点検の指導 通学班の確認，組織づくり 通学路での歩行等の指導 今年度の課題，4月時点での気になる児童の確認，指導体制・指導事項の確認 家庭環境調査・生徒指導個票や教育相談の記録の確認 災害時の避難の確認	計画・目標の確認による共通理解の上での指導の実施 今までの経過を把握し指導に生かす
5月	連休時の指導	「楽しい連休を過ごすために」の配付	現状把握と対応 家庭状況を踏まえ課題のある児童への対応、人間関係の課題の把握
6月	学校生活アンケート1 (教育相談)	交友関係・いじめ調査実施 アンケートへの対応	
7月	夏休みの過ごし方配付	夏休みの過ごし方の指導とおたよりの配付	課題を把握して指導
8月	学区内の安全点検 職員の地域巡回	職員・PTAで安全点検の実施 休み中の児童の様子を確認	危険箇所への看板設置 必要に応じて指導
9月	防犯教室	不審者対応についての指導と教職員の研修	
10月	通学班会議 学校生活アンケート2 (教育相談)	集団登校の反省，交通ルール確認 交友関係・悩み・いじめ調査の実施（5月調査との比較）アンケートへの対応	5月との変容の確認と対応
11月	避難訓練 教育相談	火災発生時の避難の確認 保護者との教育相談を実施し、家庭との連携を図る	課題把握・対応
12月	冬休みの過ごし方配付 職員の地域巡回	冬休みの過ごし方の指導とおたよりの配付 休み中の児童の様子を確認	必要に応じて指導
1月	次年度の計画作成 学校生活アンケート3	今年度の課題の明確化と具体的な対策 交友関係・悩み・いじめ調査の実施（前回調査との比較）	前回との変容の確認と対応
2月			
3月	避難訓練 春休みの過ごし方配付	災害時の避難の確認 年度末年度初めの指導	年度末・初めの事故等の防止